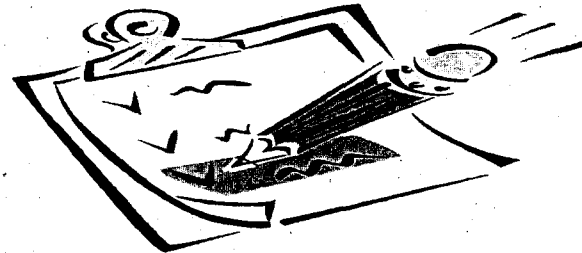


診療報酬の請求ルールについて

- 保険医療機関等が療養の給付に関して保険者に請求することができる費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより算定することとされている。(健康保険法第76条等)

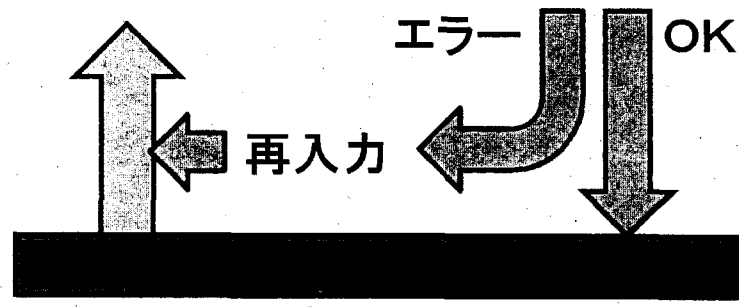
 - これを受け、個別診療行為毎の報酬額や、1月あたりの算定回数上限などの算定ルールを大臣告示するとともに、その内容を関連通知やQ&Aを通じて可能な限り明確化しているところ。
- 注1：関連告示約30本、関連通知約30本。
- 注2：算定ルールに関する医療機関の理解を促進する観点から、併算定の可否や費用の包括範囲など、告示等に定める算定ルールを取りまとめた電子点数表を作成。(この電子点数表をもとに作成したレセプトコンピュータを医療機関が使用することにより、単純な請求誤りを排除することが可能。)
- しかしながら、患者の状態は千差万別であり、診療報酬の算定の可否を、個々の症例ごとの医学的な判断に委ねざるを得ない項目も存在する。

レセプトを作成するための電子計算機(レセプトコンピュータ) における電子点数表の活用イメージ

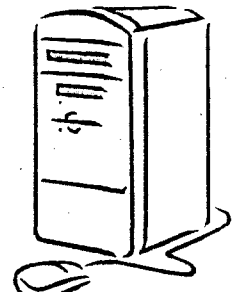


電子点数表による入力情報の単純
誤りのチェック

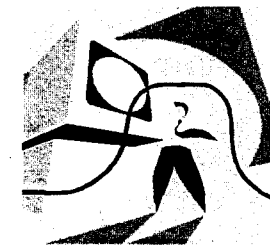
診療点数
の入力



診療報酬請求書(レセプト)の作成



データの蓄積



レセプトを審査支払機関に提出



医科電子点数表のイメージ

【医科診療行為マスター補助マスターテーブル】

診療行為コード	診療行為省略名称	包括・被包括関連				背反関連識別				算定回数条件			
		包括単位①	グループ番号	包括単位②	グループ番号	1日につき	同一月内	同時	1週間につき	算定単位コード	算定単位名称	算定回数	特例条件
160170270	血管内視鏡加算	00	000000	00	000000	0	1	0	0	131	月	1	0
160171310	血管内視鏡	03	D324001	00	000000	0	0	1	0	131	月	1	0

【包括・被包括テーブル】

グループ番号	診療行為コード	診療行為省略名称
D324001	160027710	血液ガス分析
D324001	160067410	心拍出量
D324001	160067570	心拍出量(カテーテル挿入)加算
D324001	160073510	呼吸心拍監視

血管内視鏡に包括される診療行為

※包括・被包括関連に設定されているグループ番号と同じグループ番号に設定されている診療行為は、包括されている診療行為であるため、同時に算定できないようになっている。

【背反関連テーブル(同一月内)】

診療行為コード①	診療行為①省略名称	診療行為コード②	診療行為②省略名称	背反区分
160170270	血管内視鏡加算	160164970	血管内超音波加算	3

【背反関連テーブル(同時)】

診療行為コード①	診療行為①省略名称	診療行為コード②	診療行為②省略名称	背反区分
160171310	血管内視鏡	170000310	透視診断	1
160171310	血管内視鏡	170027610	デジタル映像化処理	1
170000310	透視診断	160171310	血管内視鏡	2
170027610	デジタル映像化処理	160171310	血管内視鏡	2

※背反関係識別にフラグ「1」が設定されている場合、背反関係がある診療行為が設定されているため、同時に算定できないようになっている。

背反区分

- 1:診療行為コード①に含まれる
- 2:診療行為コード②に含まれる
- 3:何れか一方を算定する

医学的判断が必要な例

例1. HbA1c (糖尿病の経過観察に用いる検査)

算定ルール(課長通知)

- 月1回に限り算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬・インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、月1回に限り別に算定できる。



医学的に妥当性があれば、明記している患者以外の患者についても別算定が可能な場合がある。

例2. 経皮的冠動脈ステント留置術(狭心症に対する治療)

算定ルール(課長通知)

- カテーテル及びステントセットに係わる費用は、定められた本数(※)を上回る本数を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載する。



医学的根拠に基づいて費用が算定される場合がある。

※ カテーテル及びステントセットの数

	病変箇所数	経皮的冠動脈形成術用 カテーテル算定本数	冠動脈用 ステントセット算定セット数
完全閉塞病変 の場合	1箇所	2本以下	1セット以下
	2箇所	3本以下	2セット以下
完全閉塞病変以外 の場合	1箇所	1本以下	1セット以下
	2箇所	2本以下	2セット以下

歯科医学的判断が必要な例

例 1. 歯周基本治療（歯石の除去等）

算定ルール（医療課長通知）

- 歯周組織検査等の結果に基づき必要があると認められる場合に実施する。
- 歯周基本治療については、「歯周病の診断と治療に関する指針（平成19年11月日本歯科医学会）」を参考とすること。



歯周基本治療の実施部位及び回数等については、個々の事例で歯科医学的に判断される必要がある。

例 2. 初期う蝕しょうかれっこうてんそく小窩裂溝填塞処置

※ 歯の溝の初期のう蝕（むし歯）をむし歯の進行抑制効果のある歯科用セメント等で塞ぐ処置

算定ルール（医療課長通知）

- 原則として幼若永久歯又は乳歯の小さな溝の初期う蝕に対して行う。



当該処置の対象年齢や必要性については、乳歯や幼若永久歯の萌出状況、成人であっても障害を有する場合の障害の程度等により差異があるため、個々の事例で歯科医学的に判断される必要がある。